

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
善意銀行設置運営規程

第1章 総 則

第1条 社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会（以下「協議会」という）は、この規程の定めるところにより善意銀行を設置し、その名称を泉佐野市社会福祉協議会善意銀行(以下「本銀行」という) と称す。

第2条 本銀行の事務所は、協議会事務局内に置く。

第3条 本銀行は、広く地域住民の善意による金銭及び物品の寄託を受け、これを地域の社会福祉の発展に寄与すべく適正に配分・運用することを目的とする。

第2章 事業と運営

第4条 本銀行は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本銀行の趣旨徹底を図り、広く地域住民の善意による金銭及び物品の寄託を募る。
- (2) 本銀行の年間配分払い出し計画を立て、寄託金の適正配分払い出しを行う。
 - イ. 地域福祉活動に対する配分。
 - ロ. 在宅要援護者に対する配分。
 - ハ. 社会福祉施設に対する配分。
 - ニ. 協議会の行う事業及び運営に対する配分。
 - ホ. その他
- (3) その他本銀行の目的達成のため必要な事業。

第5条 本銀行の運営は、協議会ボランティアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という）が当たる。

第6条 本銀行の年間配分計画については、運営委員の過半数以上の同意を得て協議会理事会の承認の上、執行する。

第7条 運営委員長は、年間配分計画外で次の各号に該当するものについては運営委員会及び協議会理事会の意見を聞かないで配分・払い出しをすることができる。

- (1) 指定寄託金及び物品については、寄託者の意志を尊重して即時に配分し払い出しをする。
 - (2) 緊急に払い出しの必要がある場合で、1件10万円未満の払い出し。
2. 前項の各号による配分・払い出しを行った場合は、運営委員会及び協議会理事会に報告しなければならない。

第3章 会 計

第8条 本銀行の口座に、基本金口座と寄託金口座を設ける。

2. 基本金口座は、不慮の災害等により多数の地域住民の日常生活を救済する必要が生じたとき、または年間寄託金に多額の減少が生じ年間配分計画の執行が困難になったとき等に対応するため、本銀行の基礎基金口座として設ける。
3. 寄託金口座は、同規程第4条の定めるところによる配分・払い出しを行う本銀行の年間運用口座として設ける。

第9条 基本金口座より払い出しの必要が生じた場合及び基金額に改正の必要が生じた場合は、運営委員会の過半数以上の同意を得て、協議会理事会の承認を得なければならない。

2. 基本金口座の基金額については別に定める。

第10条 本銀行の運営経費は、協議会ボランティアセンター運営費をもって充てる。

第11条 本銀行の寄託払い出し会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本銀行の事業及び会計は、協議会監事の監査を受けなければならない。

第4章 雑 則

第13条 この規程を改正する場合は、運営委員の過半数以上の同意を得て、協議会理事会の承認を得なければならない。

第14条 本規程の施行に関し必要な細則は会長が別に定める。

付 則 この規程は、昭和55年4月1日より施行する。
この規程は、平成6年6月1日より施行する。
この規程は、平成20年4月1日より施行する。

※ 但し、昭和41年4月1日より本協議会において設置運営をしてきた善意銀行は、本規程施行日より本規程のもとで設置運営される。